

瀬戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第23号

瀬戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市介護保険条例施行規則（平成12年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特例居宅介護サービス費等の額) 第6条 <省略> 2 <u>前項の規定において、同項中「100分の90」とあるのは法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあつては「100分の80」と、同条第2項の規定が適用される場合にあつては「100分の70」と読み替えるものとする。</u>	(特例居宅介護サービス費等の額) 第6条 <省略> 2 <u>前項の規定は、法第49条の2に規定する第1号被保険者であつて介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者（以下第8条及び第9条において「一定以上所得者」という。）について準用する。この場合において、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と読み替えるものとする。</u>
(特例施設介護サービス費の額) 第8条 <省略> 2 <u>前項の規定において、同項中「100分の90」とあるのは法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあつては「100分の80」と、同条第2項の規定が適用される場合にあつては「100分の70」と読み替えるものとする。</u>	(特例施設介護サービス費の額) 第8条 <省略> 2 <u>前項の規定は、一定以上所得者について準用する。この場合において、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と読み替えるものとする。</u>

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第9条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前3項の規定において、法第50条第2項の規定が適用される場合にあつては、第1項の表中「100分の97」とあるのは「100分の94」と、「100分の95」とあるのは「100分の90」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定において、法第50条第3項の規定が適用される場合にあつては、第1項の表中「100分の97」とあるのは「100分の91」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と読み替えるものとする。

(特例介護予防サービス費の額)

第11条 <省略>

2 前項の規定において、同項中「100分の90」とあるのは法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては「100分の80」と、同条第2項の規定が適用される場合にあつては「100分の70」と読み替えるものとする。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第13条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前3項の規定において、法第60条第2項の規定が適用される場合にあつては第1項の表中「100分の97」とあるのは「100分の94」と、「100分の95」とあるのは「100分の90」と読み替えるものとする。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第9条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前3項の規定は、法第50条第2項の規定により読み替えて適用する一定以上所得者について準用する。この場合において、第1項の表中「100分の97」とあるのは「100分の94」と、「100分の95」とあるのは「100分の90」と読み替えるものとする。

(特例介護予防サービス費の額)

第11条 <省略>

2 前項の規定は、法第59条の2に規定する第1号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者（以下第13条において「一定以上所得者」という。）について準用する。この場合において、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と読み替えるものとする。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第13条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前3項の規定は、法第60条第2項の規定により読み替えて適用する一定以上所得者について準用する。この場合において、第1項の表中「100分の97」とあるのは「100分の94」と、「100分の95」とあるのは「100分の90」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定において、法第60条第3項の規定が適用される場合にあつては第1項の表中「100分の97」とあるのは「100分の91」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市介護保険条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた居宅介護サービス、施設介護サービス及び介護予防サービスに係る保険給付から適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。